



熊本県公報

号外 第 3 5 号

平成 30 年 7 月 27 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○平成 3 0 年 7 月豪雨に係る県税の申告、納付等の期限の延長…………… (税務課) 1

告 示

熊本県告示第 6 0 9 号の 2

熊本県税条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 1 5 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成 3 0 年 7 月 5 日以降に到来するものについては、条例第 2 6 条第 1 項の規定により同項第 1 号及び第 2 号に掲げる者に課する個人の県民税、条例第 8 4 条第 1 項の規定により課する自動車取得税、条例第 1 0 4 条第 1 項の規定により課する自動車税並びに条例第 1 4 5 条の規定により課する狩猟税を除き、その期限を別

平成 3 0 年 7 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

都 道 府 県 名	指 定 地 域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市